

# 市役所の電話番号



市役所代表(夜間休日でも受付) 32・2111

庁舎内 本庁業務時間 8:30~17:15

- 税務課 (固定資産税) 32・2115
- 市民税 (納税) 32・3821
- 諸税 (諸税) 32・3928
- 戸籍住民課 32・2112
- 市民生活課 (公共交通・生活支援) 32・2132
- 環境企画・公害 32・2147
- 保険年金課 (国民健康保険) 32・2113
- (医療・年金) 32・4120
- 生活福祉課 32・3931
- 児童福祉課 32・2114
- 介護福祉課 (障がい福祉) 32・3507
- (障がい福祉) 32・2279
- 消防本部 32・0119
- 議会事務局 32・1359
- 住宅課 32・2120
- 都市整備課 32・2118
- まちづくり推進課 (高速道路) 32・3957
- 秘書政策課 (政策調整) 32・3802
- 人事課 32・3804
- 総務課 (統計) 32・2123
- (統計) 32・3803
- 監査委員事務局 32・3805
- 選挙管理委員会 32・3807
- 財政課 32・2191
- 会計課 32・2116
- 農業委員会 32・3810
- 産業振興課 32・3809
- 危機管理課 32・2227
- 建設管理課 32・2121
- 電算管理課 32・3808

## 出先機関

- 人権推進課 32・2122
- 小松島解放センター 32・5711
- 目佐解放センター 37・0358
- 泰地総合センター 33・0194
- 世代間交流健康センター 32・2595
- 学校課 32・3811
- 教育政策課 32・3813
- 生涯学習課 32・2700
- 市立図書館 32・1100
- 青少年健全育成センター 32・1398
- スポーツ振興室 (市立体育館) 38・1788
- 競輪局 32・0290
- 水道課 32・6188
- 環境衛生センター 32・8290
- 葬斎場 35・1059
- しらさぎ浄園 38・1452
- 総合福祉センター 33・2255
- 中央会館 32・2030
- 保健センター 32・3551
- ミリカホール 32・3565
- 消費生活センター 38・6880

## 音声案内

- 防災行政無線 35・4000
- 火災の問合せ 32・5000

## 昭和57年~昭和59年製のトヨミ石油ファンヒーターを探しています

上記期間に製造された製品には、現在、取り付けが義務化されている安全装置が装着されておりません。誤った使用方法により、事故が起こる可能性があるため、1986年(昭和61年)より自主交換を行っています。

対象機種  
LCR-3・LCR-3-1  
LS-3・LS-3-1・LS-6

ご連絡先  
〒467-0855 名古屋瑞穂区桃園町5番17号  
株式会社 トヨミ  
コール 0120-104-154  
(お客様よりお知らせ頂きました個人情報は、商品の交換目的以外には使用いたしません)

現在の石油ファンヒーターはPSCで定められた安全装置が全機種についております。

## 訪問リハビリ・マッサージ ゆうゆうクラブ徳島南

ご自宅を訪問し、一人ひとりに合わせたマッサージを行います  
健康保険が使えます! (申請には医師の同意が必要となります)

まずはお気軽にお問い合わせください  
TEL. 0885-39-0108 徳島県小松島市金磯町3-94  
0120-799-733

## 就業構造基本調査へのご協力ありがとうございました。

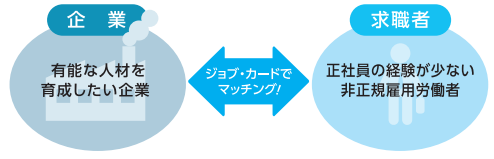
ご協力いただきましたみなさま、ありがとうございました。調査の結果は、総務省統計局が取りまとめを行った上で、平成30年7月末日までにインターネットで公表し、その後、報告書を順次刊行することとしております。

## ジョブ・カード制度

# 有期実習型訓練の活用のお勧め



自社のニーズに合った人材を育成できます!



詳細はWebで

ジョブ・カード制度

検索

## 小松島商工会議所 徳島県地域ジョブ・カードサポートセンター

〒773-0001 徳島県小松島市小松島町字新港36  
TEL・FAX 0885-39-0511 Email komacci-jobcard@mk.pikara.ne.jp

## キャリアアップ助成金の概要 (人材育成コース)

### 助成の内容 (中小企業の場合)

<b>off-JT</b> (座学等)	● 賃金助成 1人当たり 760円/時間
	● 経費助成 (1人当たりの上限額)
	100時間未満 10万円 100時間以上 200時間未満 20万円 200時間以上 30万円
<b>OJT</b> (実習)	● 実施助成 1人当たり 760円/時間

### 活用できる事業主の主な要件

- 雇用保険の適用事業所の事業主。
- 雇用保険の適用事業所ごとにキャリアアップ管理者を配置している事業主。
- 雇用保険の適用事業所ごとにキャリアアップ計画書を作成し、都道府県労働局長の受給資格の認定を受けた事業主。
- 訓練生に対する賃金の支払状況などを明らかにする書類を整備している事業主。
- キャリアアップ計画の期間内に労働者のキャリアアップに取り組んだ事業主。